

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（個人向け）

※5月22日時点での内容です。最新の情報や制度の詳細は市ウェブサイトか問合せ先で確認してください。

種別	対象	名称	説明	問合せ先
給付	すべての方に	<b>特別定額給付金</b>	家計への支援を行うため、令和2年（2020年）4月27日（基準日）に住民基本台帳に記録されている方に対し、1人あたり10万円を給付します。	特別定額給付金コールセンター（総務省） TEL 0120-260020 横浜市特別定額給付金コールセンター TEL 0570-045592 FAX 045-681-8379
	子育てを行っている世帯の方に	<b>子育て世帯への臨時特別給付金</b>	児童手当（特例給付を除く）を受給する世帯に対し、対象児童1人あたり1万円を給付します。 ※申請は不要。6月15日以降順次、児童手当の振込先に振り込みます。	横浜市子ども青少年局子ども家庭課 TEL 045-641-8411 FAX 045-641-8412
	ひとり親世帯の方に	<b>ひとり親世帯等への臨時特別給付金</b>	児童扶養手当を受給する世帯に対し、1世帯あたり2万円を給付します。 ※申請は不要。6月下旬に対象世帯の児童扶養手当の振込先に振り込みます。	横浜市子ども青少年局子ども家庭課 TEL 045-680-1192 FAX 045-641-8412
	感染、又は感染の疑いで十分な給与等を受けられない方に	<b>国民健康保険の傷病手当金</b>	新型コロナウイルスに感染、又は、感染が疑われることにより、会社等を休み、事業主から十分な給与等を受けられない場合に支給されます。	各区保険年金課保険係
	大学・大学院・短大・高専・専門学校・日本語教育機関の学生の方に	<b>学生支援緊急給付金</b>	家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が大幅に減少し、修学の継続が困難になっている場合に支給されることがあります。 ・住民税非課税世帯の学生 20万円 ・その他の学生 10万円	【申請書受付】在学校の担当窓口 ※締切日などは在学校に確認を
		<b>住居確保給付金</b>	離職や廃業、収入減少等により住居を失った、または、失うおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を支給します。	各区福祉保健センター生活支援課
援助	住居を失った、又は失うおそれのある方に	<b>市営住宅の一時提供</b>	解雇等により、住まいの確保が困難となった方に対し、市営住宅の一時提供を行います。	横浜市建築局市営住宅課 TEL 045-671-2923 FAX 045-641-2756
		<b>家賃補助付きセーフティネット住宅</b>	収入が減少した方が入居する「家賃補助付きセーフティネット住宅」のオーナーに対する家賃減額補助の上限額を引き上げ、入居者の家賃の負担を軽減します。	横浜市住宅供給公社賃貸住宅事業課（家賃補助付きセーフティネット住宅担当） TEL 045-451-7755 FAX 045-451-7707

援助	生活にお困りの方に	<u>生活困窮者自立支援制度・生活保護制度</u>	生活にお困りの方に対し、お一人おひとりの状況に応じた支援を行う制度です。	各区福祉保健センター生活支援課
貸付	収入が減少し、生計や日常生活の維持が困難な世帯の方に	<u>生活福祉資金（緊急小口資金）</u>	休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的に生計を維持することが困難となった世帯に対し、貸付を行います。	【問合せ】相談コールセンター（厚生労働省） TEL 0120-46-1999
		<u>生活福祉資金（総合支援資金）</u>	収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった世帯に対し、貸付を行います。	【申込み】各区社会福祉協議会
期間延長・猶予	税金の申告・納付が困難な方に	<u>個人市民税・県民税の申告期限の延長</u>	個人市民税・県民税の申告期限を令和2年4月17日以降も延長しています。	各区税務課市民税担当
		<u>国税の申告・納付期限の延長</u>	申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税を期限内に申告することが困難な方は、申告期限の延長が認められる場合があります。	各税務署
		<u>納税の猶予</u>	市税の納税が困難な方は、徴収の猶予を受けられることがあります。	各区税務課収納担当 ※県税については各県税事務所へ ※国税については国税局猶予相談センター（東京国税局）0120-948-271
	国民年金保険料の納付が困難な方に	<u>国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例（臨時特例措置）</u>	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入等が減少し、国民年金保険料の納付が困難な方は、保険料の免除や納付の猶予を受けられることがあります。	各区保険年金課国民年金係、又は、管轄の年金事務所
	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付が困難な方に	<u>減免・徴収猶予</u>	収入等が減少し、納付ができないと認められる方は、保険料の免除や納付の猶予を受けられることがあります。既存の制度に加え、国の通知を踏まえた減免についても対応予定です。	各区保険年金課保険係
	公共料金の支払いが困難な方に	<u>水道料金・下水道使用料の支払い猶予</u>	収入が大幅に減少するなどの事情により、一時的に支払いが困難な方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	横浜市水道局お客さまサービスセンター TEL 045-847-6262 FAX 045-848-4281
<u>電気・ガス料金の支払い猶予</u>		電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者	
<u>通信料金の支払い猶予</u>		通信料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者	

## ◆相談先一覧

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談	横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター（一般のご相談） ※感染症の特徴、予防方法、有症時の対応など TEL 045-550-5530 FAX 045-664-7296
緊急事態宣言等に関する相談	横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター（緊急事態宣言等のご相談） TEL 045-264-8031
新型コロナウイルスの感染が疑われる方や、その患者を診察した医療機関の方のご相談	新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター TEL 045-664-7761 FAX 045-664-7296
労働に関する相談	横浜しごと支援センター TEL 045-681-6512
就労に関する相談	横浜市就職サポートセンター TEL 0120-915-574
人権に関する相談	みんなの人権110番 TEL 0570-003-110
児童虐待に関する相談	よこはま子ども虐待ホットライン TEL 0120-805-240
DVに関する相談	横浜市DV相談支援センター TEL 045-671-4275
	DV相談+（プラス）（内閣府） TEL 0120-279-889
こころの健康に関する相談	各区福祉保健センター ※祝休日を除く月～金 8：45～17：00  こころの電話相談 TEL 045-662-3522 ※祝休日を除く月～金 17：00～21：30、及び土日祝日 8：45～21：30
思春期・青年期の若者（15歳～39歳）のさまざまな問題に関する相談	青少年相談センター TEL 045-260-6615 ※祝休日を除く月～金 8:45～17:00
外国語による相談	横浜市多文化共生総合相談センター TEL 045-222-1209  【対応言語】日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・タガログ語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語

※国の支援策、相談窓口については、首相官邸のサイトをご確認ください。

[http://www.kantei.go.jp/ip/pages/coronavirus\\_shien.html](http://www.kantei.go.jp/ip/pages/coronavirus_shien.html)

※県の支援策、相談窓口については、神奈川県サイトのサイトをご確認ください。

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan\\_200114.html?pk\\_campaign=top&pk\\_kwd=nCoV-ing](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan_200114.html?pk_campaign=top&pk_kwd=nCoV-ing)